

平成27年12月1日

# 公益認定と政治活動等の 取扱いについて —不認定事例をベースにした報告—

公益財団法人公益法人協会  
専務理事 鈴木 勝治

1

## 1. はじめに

- (1) 一般法人法ならびに公益認定法においては、特定非営利活動法人法と異なり(※)、一般法人乃至は公益法人の政治活動を名指しして禁止する旨の規定は存在しない。  
(※)同法 § 2②二、 § 45①四イ
- (2) しかしこのことは、一般法人乃至は公益法人が自由に政治活動を行うことができることを意味しない。政治資金規正法等の規制が両法人類型に及ぶことは当然として、特に公益認定法においては、公益法人は公益目的事業を主として行う義務があり（認定法 § 5一）、その公益目的事業については別表22の事業が規定されるとともに、不特定多数の者の利益の増進に寄与することが要請される（同法 § 2四）。

(3) そしてこれらの要件は不断に充足することが要請されるため(※)、具体的に問題が発生するのは、①公益認定を取得する段階と、②公益目的事業を変更する場合等の認定審査の際である。

→実際にも問題となったのは、①の段階のケースである。

(※)この要件が充足されていない場合は、最終的には認定取消しに至る(認定法 § 29)。その間行政庁は報告・勧告・検査・命令等常時監督を行うこととなっている(認定法 § 27~28)。

## 2. 不認定事例の概要

- (1) 申請法人 一般社団法人日本尊厳死協会
- A 法人の目的 健やかに生きる権利、安らかに死ぬ権利を守ることができる社会の実現を目指して、尊厳死思想の理解と普及を図り、ひろく市民の人権の確立とその尊重に寄与すること。
- B 公益目的事業 本人の意思を尊重した終末期医療の普及啓発とその人権を確立する事業。具体的には
- ① 尊厳死思想の普及・啓発事業
  - ② 法制化推進事業、尊厳死の宣言書(リビング・ウィル)の登録管理事業。
- (2) 行政庁 内閣府公益認定等委員会
- (3) 不認定答申の時期 平成26年5月23日  
(なお平成26年6月5日には不認定処分が内閣総理大臣よりなされている)

#### (4) 不認定の理由

①リビング・ウィル事業は尊厳死の法制化を前提とした事業である。

→これは当局の誤解乃至は誤認である。

②リビング・ウィル事業を公益目的事業と認定することは、この事業について『お上のお墨付き』を与える。

③特定の事業の法制化を推進することを目的とする事業は、公益目的事業に該当しない。

→上記②、③が政治活動に関する問題である。

(5) 不認定の理由に関する附言

公益法人による立法促進活動についての委員会の附言は下記の通り。

- ①「法人市民としての良識ある立法促進活動は、民間団体として自由に活動し得る領域である。」(少数意見)
- ②「現行法体制との抵触等の問題が生じない場合、特定の立法措置そのものというよりもそれが目指すところのより大きな公益上の価値や大義の実現のため、その一環として民間の主体が様々な立法を要請し促進するための活動を行うことを否認するような立場を取っているわけではない。(委員会統一見解)

### 3. 公益法人協会の立場

平成26年7月24日付で内閣公益認定等委員会委員長宛に意見書を提出した。その内容は、

- (1) 公益認定申請の審査にあたっては、「客観的で明確な公益性の判断基準」をベースとして行われるべきこと。
- (2) 公益法人の立法活動については、「法人市民としての良識ある立法促進活動は、民間の団体として自由に活動し得る領域」であること。  
(意見書全文は本P.P.の9頁～15頁に添付)

《参考書類》

『公益法人』2014年8月号（公財）公益法人協会刊

＜内容＞

- ・ 内閣府公益認定等委員会報告書（全文） P2～P3
- ・ 公益法人協会の意見(→本P.P.の次頁以下に添付) P4～P7
- ・ 関西学院大学岡本仁宏教授の論考 P8～P21
- ・ (公財)放射線影響協会 長瀧理事長による  
『終末期医療についての個人的な経験と情報』 P22～P24



## ・公益法人協会の意見

平成26年7月24日

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹 殿

東京都文京区本駒込2-27-15  
公益財団法人公益法人協会  
理事長 太田 達男

府益第460号（平成26年5月23日）の不認定答申について(意見)

### 一 趣旨

貴委員会におかれては、平成26年5月23日付け府益第460号において、同年5月16日付府益担第1363号をもって貴委員会に諮問のあった件（一般社団法人日本尊厳死協会の公益認定申請）について、内閣総理大臣に対し、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下本意見では単に「認定法」という。）第5条第1号及び第5条第8号に規定する公益認定基準に適合すると認めることができないので不認定とするのが相当である。」と答申されています。これを受けて内閣総理大臣よりは、平成26年6月5日付け不益担第1409号をもって、一般社団法人日本尊厳死協会（以下単に「尊厳死協会」という。）に対し、不認定の処分を行っています。

今回の事案は、人間の死生観と終末期医療及び公益法人の政治活動にかかわる奥の深い問題についてのご判断であり、委員各位としては真摯なご検討をされたと思われます。

しかしながら弊協会は、貴委員会が「不認定とするのが相当である。」とされた理由（この理由は、内閣総理大臣の不認定の処分と同一の理由である。）について、認定法の立法趣旨に照らし異論があり、公益法人の今後の活動に重要な影響を及ぼす問題があるところから、以下それらについての意見を表明し、あわせて今後の公益認定業務の参考としていただくよう要望します。

なお、愚念ながら弊協会は尊厳死法の法制化の是非や生命倫理観について、特定の立場に立つものではなく、公益認定法の趣旨に照らしてのみ意見を申し述べるものです。

## 二 意見の内容

貴委員会の不認定とするのが相当であるとする理由については、2つに分かれており、答申書の4と5に記載されていることから、以下においては、それぞれに分けて、当協会の意見を申し上げます。

### 1. 「尊厳死の宣言書（リビング・ウィル）の登録管理事業」の公益目的事業該当性について（答申書の4記載）

#### （1）貴委員会の意見

貴委員会が、尊厳死協会の尊厳死の宣言書（リビング・ウィル）（以下単に「リビング・ウィル」という。）の登録管理事業が公益目的事業に該当しないとする理由は、次のとおりである。

- ①「リビング・ウィルの登録管理事業」を実施するという事は、申請法人に登録された文書を終末期の患者の「リビング・ウィル」であるとして終末期医療を行う医師に提示を行い、医師に対して何らかその内容を尊重するように促すことになる。
- ② しかしながら、医師についての免責の仕組みのない現状では、医師がその内容に沿った延命措置の中止等を求められ、それに従い又はそれを尊重して一定の行為を行った場合、その結果として当該医師が取った行動につき同人を刑事を含む法律上の責任を問われかねない立場に置くこととなり、もって現行法体系の下において当該医師の立場を不安定にするものとならざるを得ない。
- ③ 尊厳死法の法制化を先取りして「リビング・ウィルの登録管理事業」を行うことには、現行法体系を前提として考える限り、上記のような法的な問題が伴うと言わざるを得ない。

#### （2）弊協会の意見

1) まず事実の確認であるが、現在医師が行う終末期医療行為については、厚労省ガイドラインや日本医師会をはじめとする医療団体のガイドライン等により、混乱がなく現実に行われており（\*）、ガイドライン等においてはリビング・ウィル等を含んだ患者本人の意思表示は、終末期医療行為の重要な要件とされているが、必須のものとはされていない。

現状の終末期医療においては、あくまで担当医師が医学的知見及び家族等の事情も勘案しつつ慎重に最終判断する裁量権を有しており、決してリビング・ウィルが医師を法的に拘束するものではない。リビング・ウィルは財産や身分に関する遺言のように関係者を法的に拘束するものではなく、人間としての死生観に関する意思、希望、願いといった精神的な意思を表明するものであり、現行法体系の下においても平穏かつ公然と多くの人々に利用されてきているものである。このような性格を持つリビング・ウィルを

登録・管理する事業は、尊厳死を願う人にとってはその意思を実現する可能性を増加させる意義のある事業と思料される。

要するに、リビング・ウィルの存在とその医師への提示により、医師の医療行為が束縛され、結果として、貴委員会指摘のような医師の立場を不安定化するものではないと思われる。また、貴委員会は、「尊厳死法の法制化を先取りして」と指摘されるが、尊厳死協会が現在行っている「リビング・ウィルの登録管理事業」は、尊厳死法が制定されなくとも、現行法体系に何ら抵触することなく既に数十年に渡り実施されている事業であり、尊厳死法の制定を前提としているものではない。これらの点は、貴委員会が、本件における登録管理事業が公益目的事業に該当しない理由の主な論点の一つであり、重要な意味をもつことから、より一層の事実確認を要望したい。

(\*)平成26年3月、日本医師会第XⅢ次生命倫理懇談会・平成24・25年度生命倫理懇談会答申7頁において、「厚生省ガイドラインは終末期医療の透明化をもたらしたものであり、延命措置の差し控え、中止が医師の独断によって行われているのではないかという疑念を晴らすことに有益であったと思われる。その完全な普及にはまだ時間がかかると思われるが、その後、終末期医療現場における混乱は収まっているようである。」と述べている。

2) また、貴委員会では、リビング・ウィル登録管理事業が「刑事を含む法律上の責任を問われかねない立場に置くこと」を前提にして、「法的な問題が伴うと言わざるを得ない。」として、公益性の判断を行っている。

しかしながら、公益性の判断については、貴委員会の本答申書の1「はじめに」にもあるとおり、①公益目的事業該当性並びに②公益認定基準適合性の2点について審査を行うことにより判断されることになっている。

本件の審査においては、発生の蓋然性がきわめて低い事実乃至は不確実な因果関係をもとにして、「法的な問題が伴うと言わざるを得ない。」といった法律に規定されていない不明確な判断の基準を導入しており、平成15年6月27日の閣議決定による、新公益法人制度の根幹の一つである、「客観的で明確な公益性の判断基準」の考え方に反していると思われる。

3) 一般的にあって、世の中に行われる事業において、何らかのリスクがわずかなものであっても存在しないものはないと思われるが、それらのリスクを超える利益や公益性があれば、その事業が許容されるべきであるのは、言うまでもない(\*)。

しかしながら、本件審査においては、事業のリスクと存在が想定される事業の公益との比較考量がなされておらず、一方的なリスクの存在(本件の場合は、どの程度のものかは上述のとおり不明であるが)のみをもって、公益性を否定している。

(\*) 因みに、公証人の行う公証の実務においては、本人の尊厳死の宣言もしくは尊厳死委任契約の公正証書化を認めている。公の機関のこの扱いは、この業務の公益性(少なくとも有用性)を窺わせると思われる。

以上のことから、弊協会としては、上記2)に指摘したような不明確な判断の基準が、公益認定審査の実際において使われるとするならば、「客観的で明確な公益性の判断基準」をベースとする、新しい公益法人制度の理念を脅かすものであり、危惧の念を覚えざるをえない。

## 2. 特定の事案の法制化を推進することを目的とする事業の公益目的事業該当性について（答申書の5記載）

### (1) 貴委員会の意見

貴委員会が、尊厳死協会の尊厳死法制化推進事業について、公益目的事業に該当しないとする理由は、次のとおりである。

- ①この事業は、尊厳死法の法制化の推進そのものを直接の内容としており、また、担当医師の免責という国会による立法上の措置により解決すべき問題を含んでいる。
- ②日本国憲法の下、我が国における立法の権限は、唯一の立法機関である国会に与えられており、特定の事案を立法することの適否は国会において判断されることである。
- ③当該事業の公益目的事業該当性の有無を公益認定等委員会が仮に判断することとなれば、現行法体系の下、公益法人認定法の定める公益認定の基準に基づいて事業内容の公益性を判断する立場にある公益認定等委員会が、その公益性の判断を通じて、本来、国会においてなされるべき立法政策の適否の判断を国会における判断に先立って示すことになりかねず、適切ではない。

### (2) 弊協会の意見

1) まず上記(1)の①の論点については、公益法人が特定の法案の法制化を推進することを目的とする事業の公益目的事業該当性ということに帰着すると思われるが、英米において勿論のこととして(\*1)、日本においても下記のとおり、特定非営利活動法人においては一定の範囲について認められている。



即ち、公益法人と同様に民間公益活動を担う特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号口において、特定非営利活動法人は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。」（同法第45条にも同様の規定がある。）、同法第3条2項において、「特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。」と規定している。しかしながら、特定非営利活動促進法の立法の過程においてこのことが国会でも十分議論され、政治上の主義の推進は否定されているが、（政治上の）施策に係る政治活動等は禁止されていないことが確定的な見解として確立されている。（\*2）

したがって、法制化の推進そのものについては、その事業の施策にかかわるものであればなんら問題とすべき点はない。

現在、議員立法により提出されている「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」（\*3）に対して、尊厳死協会が一定の支援をすることは、「健やかに生きる権利、安らかに死ぬ権利を守ることができる社会の実現をめざして、尊厳死思想の理解と普及をはかり、ひろく市民の人権の確立とその尊重に寄与すること」という同協会の目的（同協会定款第3条）を達成するための政治上の施策を要望するものであり、このことをもって不認定の理由とすることは承服できない。

（\*1）アメリカにおいては、連邦税法の公益性の判断において、法律制定や廃止に関するロビー活動は、一般的な公益的NPOである501(c)(3)団体の活動の実質的な部分(a substantial part of its activities)が充てられることは、禁止されているが、IRSのガイドラインやレターにおいて、アドヴォカシー活動(Issue Advocacy)や公共政策の推進(Public Policy Analysis)は、公益目的と認められている。

またイギリスにおいても、チャリティにおいて、その公益目的を達成するのを支援する政治的キャンペーンや政治活動は、その団体の基本文書が禁止していない場合、公益事業と認められている。

（\*2）熊代昭彦編著「日本のNPO法」（株）ぎょうせい、平成10年9月30日発行75頁～76頁

なお、その後の国会論議においても、このことは踏襲かつ確認されている。例えば、平成13年3月9日の第151回国会本会議において、福田康夫国務大臣が櫻井議員の質問に対し、「NPO法人についても、『政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの』でなければ、設立の要件に合致するものであり、すべての政治活動が禁止されるというのではなく、また、今回のNPO法人に係る税制上の措置においても、（中略）NPO法人の政治活動の禁止を目的としたものではありません。」と回答している。

（\*3）尊厳死法制化を考える議員連盟の「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」

2) 法制化について、貴委員会は、上記(1)の②記載のとおり、「日本国憲法の下、我が国における立法の権限は、唯一の立法機関である国会に与えられており、特定の事案を立法することの適否は国会において判断されることである。」としている。

このような形式的な理解に間違いはないが、国会に立法の権限が与えられている実質的な根拠は、民主主義国家として、国民に基本的人権等の権利があり、その一環として国会議員等の国民の代表を通じて、立法権の行使を促すことができることにある(\*)。

したがって、国民が立法のための活動を行うことは、それが民主主義国家を崩壊させる目的であったり、公共の福祉に反するような法律であるならば格別、当然の権利というべきであり、それは運動の主体が法人であっても、それは貴委員会のいう法人市民と認識できることから変わらないと思われる。

(\*) 因みに、憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しており、また憲法第21条第1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定している。

3) 貴委員会は、本事業の公益性の判断については、上記(1)の③のとおり、「現行法体系の下、公益法人認定法の定める公益認定の基準に基づいて事業内容の公益性を判断する立場にある公益認定等委員会が、その公益性の判断を通じて、本来、国会においてなされるべき立法政策の適否の判断を国会における判断に先立って示すことになりかねず、適切ではない。」と述べている。

この判断についても、当協会としては下記の観点から承服できかねる。貴委員会が、その公益性の判断を通じて、本来、国会においてなされるべき立法政策の適否の判断を国会における判断に先立って示すことになりかねないとしているが、国会の判断と行政機関の判断は、それぞれの立場からあってしかるべき問題であると思料するからである。

このことを敷衍すれば、(a)そもそも公益概念に絶対性はなく、時間や場面により相対的なものであるということ、(b)司法における判例形成を通じた実質的な立法が現に行われていること、(c)行政による通達や指導によっても同様のことが行われており、その間の矛盾や齟齬は、最終的には訴訟や国会の立法等により解決されるのが通常であること。

#### 4) 答申書末尾における「付言」について

答申書の末尾において、「公益法人による立法促進活動に関して委員会においても議論を行う機会となった。議論においては、法人市民としての良識ある立法促進活動は、民間の団体として自由に活動し得る領域なのではないかとの意見も述べられた。委員会としても、現行法体系との抵触等の問題が生じない場合、特定の立法措置そのものというよりもそれが目指すところのより大きな公益上の価値や大義の実現のため、その一環として民間の主体が様々な立法を要請し促進するための活動を行うことを否認するような立場を取っているわけではない。」と付言している。

当協会としては、この付言の前段部分の意見に全面的な賛意を表すものであるが、後段において「現行法体系との抵触等の問題が生じない場合」と限定条件を付けることは容認できない。およそ、より良き社会実現のため新たな政治的施策を求める場合、その多くは現行法制度との「抵触等の問題」が生ずるのはむしろ当然であり、後段の趣旨を貫く限り事実上立法促進運動を否定するのと同じ結果になるからである。仮に貴委員会が今後もこのような考え方に立脚される場合は、非営利セクターにおける社会的課題を解決しようとする政策提言活動（アドヴォカシー活動）に重大な影響を及ぼす、誠に由々しき問題であると考えます。

### 三 終わりに

以上府益第460号（平成26年5月23日）の不認定答申について、種々の意見を申し上げましたが、要約すれば、

- (1) 公益認定申請の審査にあたっては、「客観的で明確な公益性の判断基準」をベースとして行われるべきであること、
- (2) 公益法人の立法活動については、「法人市民としての良識ある立法促進活動は、民間の団体として自由に活動し得る領域」であること、に尽きます。

以上

## 《付録》

### 公益認定法（抜）

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

##### （行政庁）

**第三条** この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
  - イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
  - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
  - ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの
- 二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人 その事務所が所在する都道府県の知事



## 第二章 公益法人の認定等

### 第一節 公益法人の認定

(公益認定)

**第四条** 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

(公益認定の基準)

**第五条** 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
- （１）社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
- （２）社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
- ハ 理事会を置いているものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

### 第三節 公益法人の監督

(報告及び検査)

**第二十七条** 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

**第二十八条** 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
  - 一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関
  - 二 第六条第一号二又は第六号に規定する事由 警察庁長官等
  - 三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官等



(公益認定の取消し)

- 第二十九条** 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。  
二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。  
三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。  
四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。  
一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。  
二 前節の規定を遵守していないとき。  
三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。
- 3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。
- 4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。
- 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

## 別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの